

(3) 自然環境法令等による指定状況

自然環境保全に係る指定地域等の状況を、表-3.2.44 に示します。

調査対象地域においては、「鳥獣保護区」、「臨港地区」、「保安林」、「保護林」、「海岸保全区域」について、指定地域が分布しています。

表-3.2.44 自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全に係る主な法令	指定内容	指定状況			
		西之表市 (馬毛島)	西之表市 (種子島)	中種子町	南種子町
自然公園法 (昭和32年6月1日法律第161号) 鹿児島県立自然公園条例 (昭和33年4月18日鹿児島県条例第27号)	自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)	×	×	×	×
自然環境保全法 (昭和47年6月22日法律第85号) 鹿児島県自然環境保全条例 (昭和48年3月30日鹿児島県条例第23号)	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域	×	×	×	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (平成9年9月28日条約第7号)	世界文化遺産、世界自然遺産	×	×	×	×
都市緑地法 (昭和48年9月1日法律第72号)	緑地保全地区 特別緑地保全地区	×	×	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月5日法律第75号)	生息地等保護区	×	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (昭和55年9月22日条約第28号)	登録湿地	×	×	×	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日法律第88号)	鳥獣保護区	○	○	○	○
水産資源保護法 (昭和26年12月17日法律第313号)	保護水面	×	×	×	×
都市計画法 (昭和43年6月15日法律第100号)	風致地区	×	×	×	×
	臨港地区	×	○	×	×
自然再生推進法 (平成14年12月11日法律第148号)	自然再生事業実施区域	×	×	×	×
景観法 (平成16年6月18日法律第110号)	景観計画区域	×	×	×	×
森林法 (昭和26年6月26日法律第249号)	保安林	○	○	○	○
国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年6月23日法律第246号) 国有林野管理経営規程 (平成11年1月21日 農林水産省訓令第2号) 保護林設定管理要領(平成27年)	保護林	×	○	×	×
海岸法(昭和31年5月12日法律第101号)	海岸保全区域	○	○	○	○

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示します。

1) 鳥獣保護区

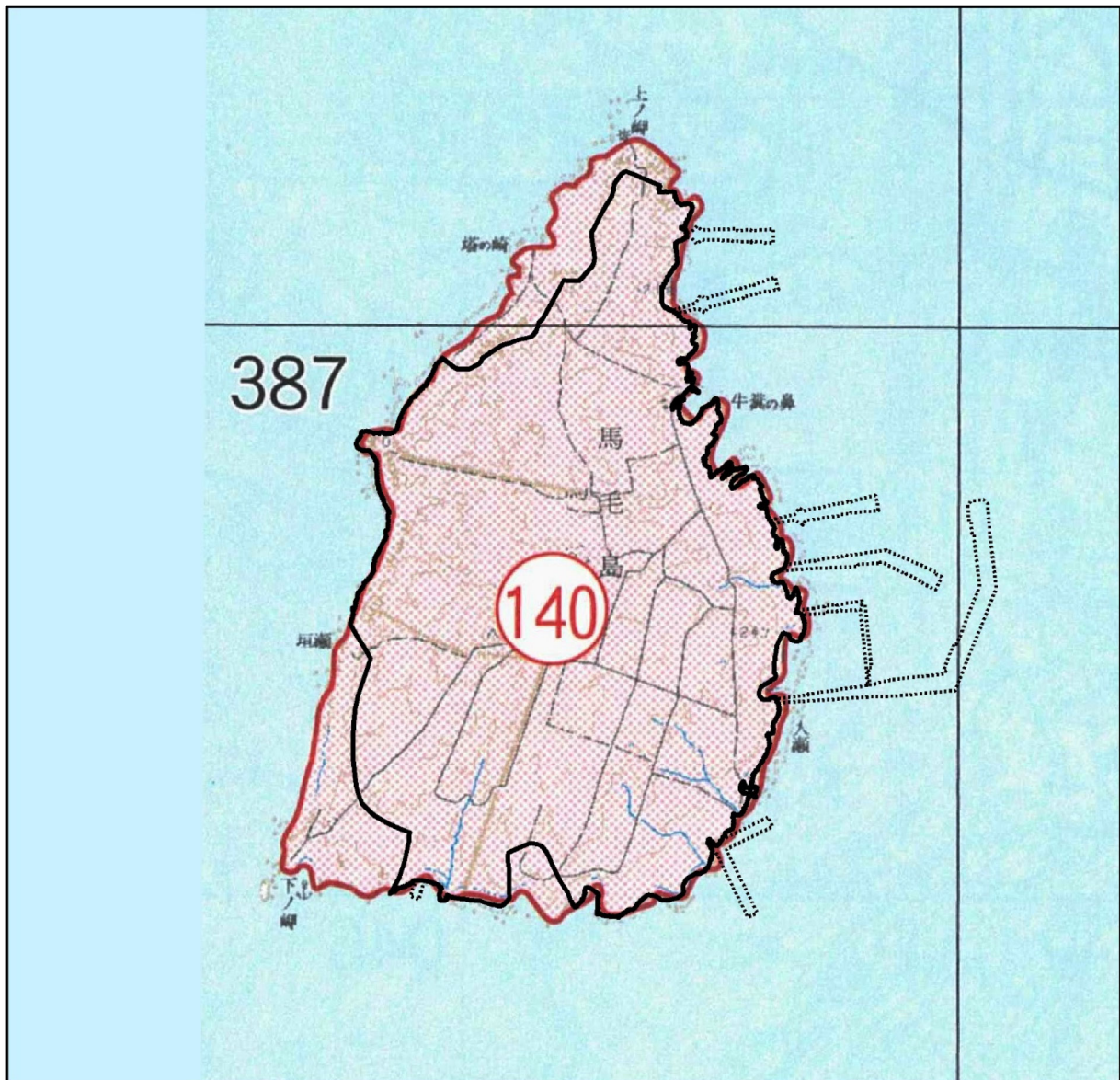
調査対象地域の鳥獣保護区等を表-3.2.45 及び図-3.2.25 に示します。

調査対象地域においては、鹿児島県指定の鳥獣保護区と特定猟具使用禁止区域が分布しています。馬毛島は全域が馬毛島鳥獣保護区に指定されています。

表-3.2.45 鳥獣保護区等

番号	名称	所在地	面積 (ha)	存続期間	使用を禁止する猟具
42	熊野鳥獣保護区	中種子町、南種子町	834	H26.11.1～ R6.10.31	—
86	西之表鳥獣保護区	西之表市	600	H28.11.1～ R8.10.31	—
140	馬毛島鳥獣保護区	西之表市	748	R3.11.1～ R4.10.31	—
71	西之表特定猟具使用禁止区域	西之表市	301	H29.11.1～ R9.10.31	銃器
72	上中特定猟具使用禁止区域	南種子町	195	H29.11.1～ R9.10.31	銃器
73	宝満池特定猟具使用禁止区域	南種子町	187	H29.11.1～ R9.10.31	銃器
74	宇宙センター特定猟具使用禁止区域	南種子町	1,000	H29.11.1～ R9.10.31	銃器

出典：「狩猟者必携」（鹿児島県、令和3年度）



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 鳥獣保護区

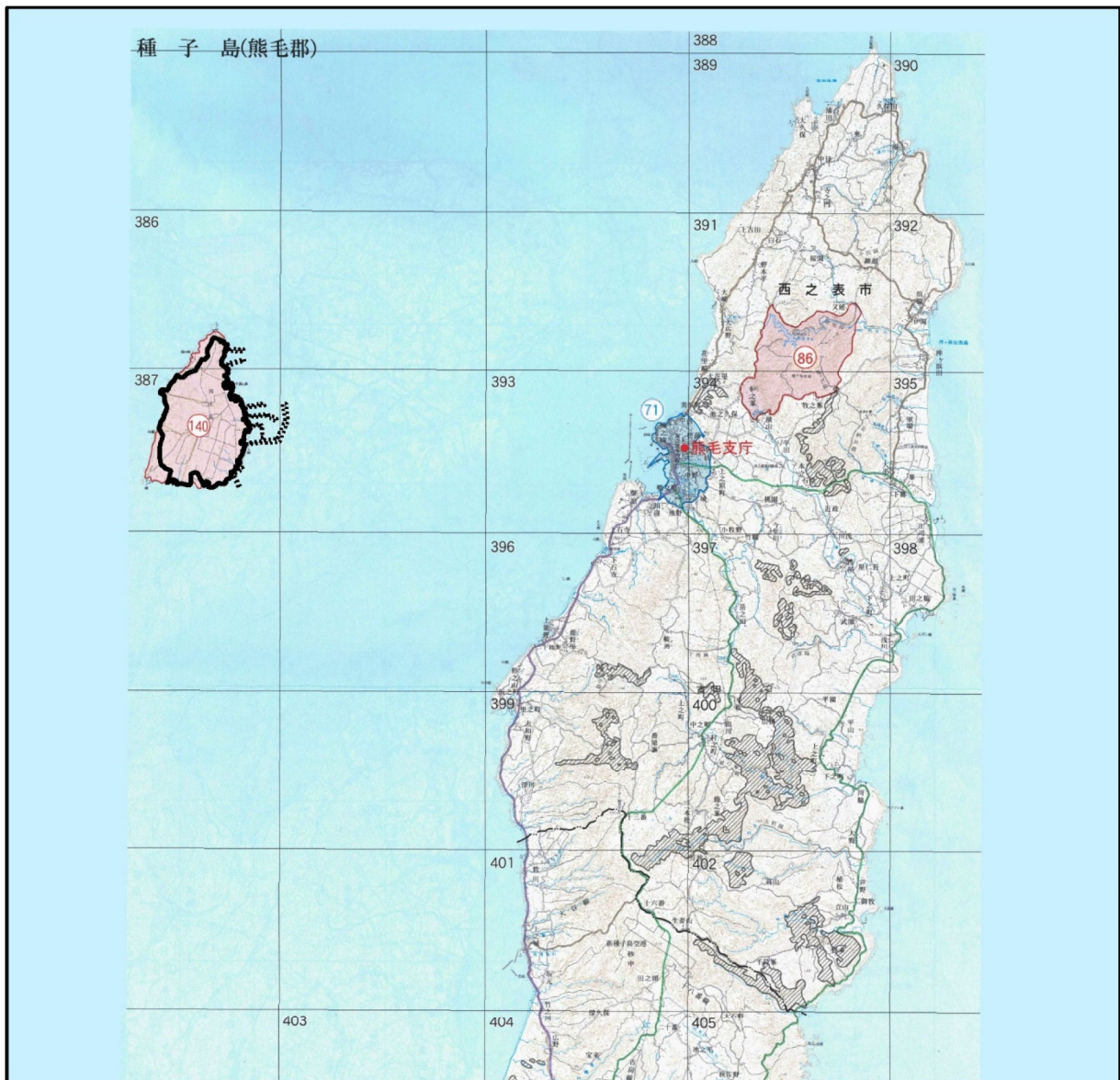
0 0.5 1 2 km

1:40,000



出典：「令和3年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図4（薩南諸島）」（鹿児島県）

図-3.2.25(1) 鳥獣保護区等



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域

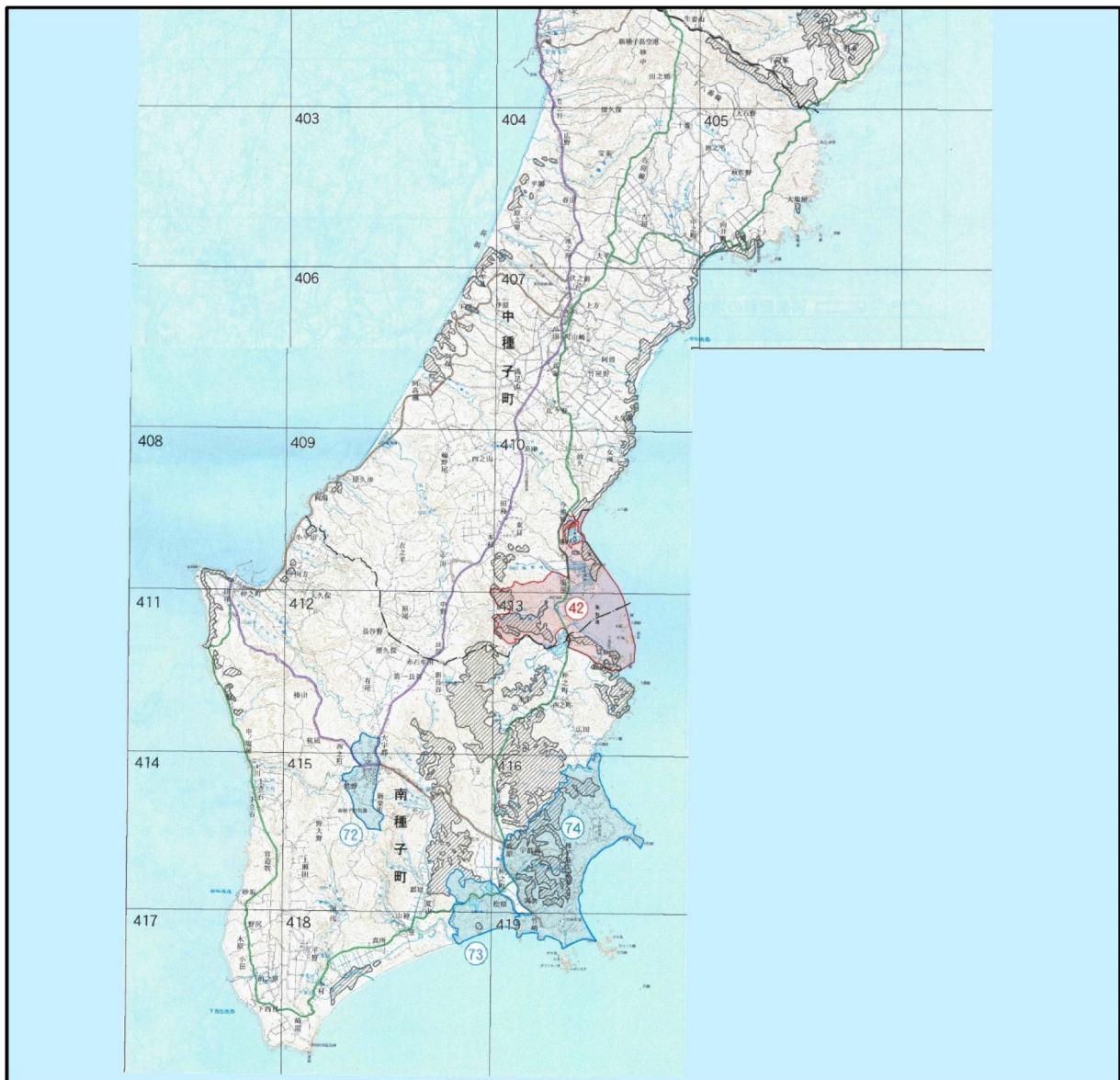
0 2.5 5 10 km

1:200,000



出典：「令和3年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図4（薩南諸島）」（鹿児島県）

図-3.2.25(2) 鳥獣保護区等



凡例

- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域

0 2.5 5 10 km

1:200,000



出典：「令和3年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図4（薩南諸島）」（鹿児島県）

図-3.2.25(3) 鳥獣保護区等

2) 臨港地区

調査対象地域の臨港地区の概要を表-3.2.46に示します。調査対象地域においては、西之表港において臨港地区が指定されています。

表-3.2.46 臨港地区の概要

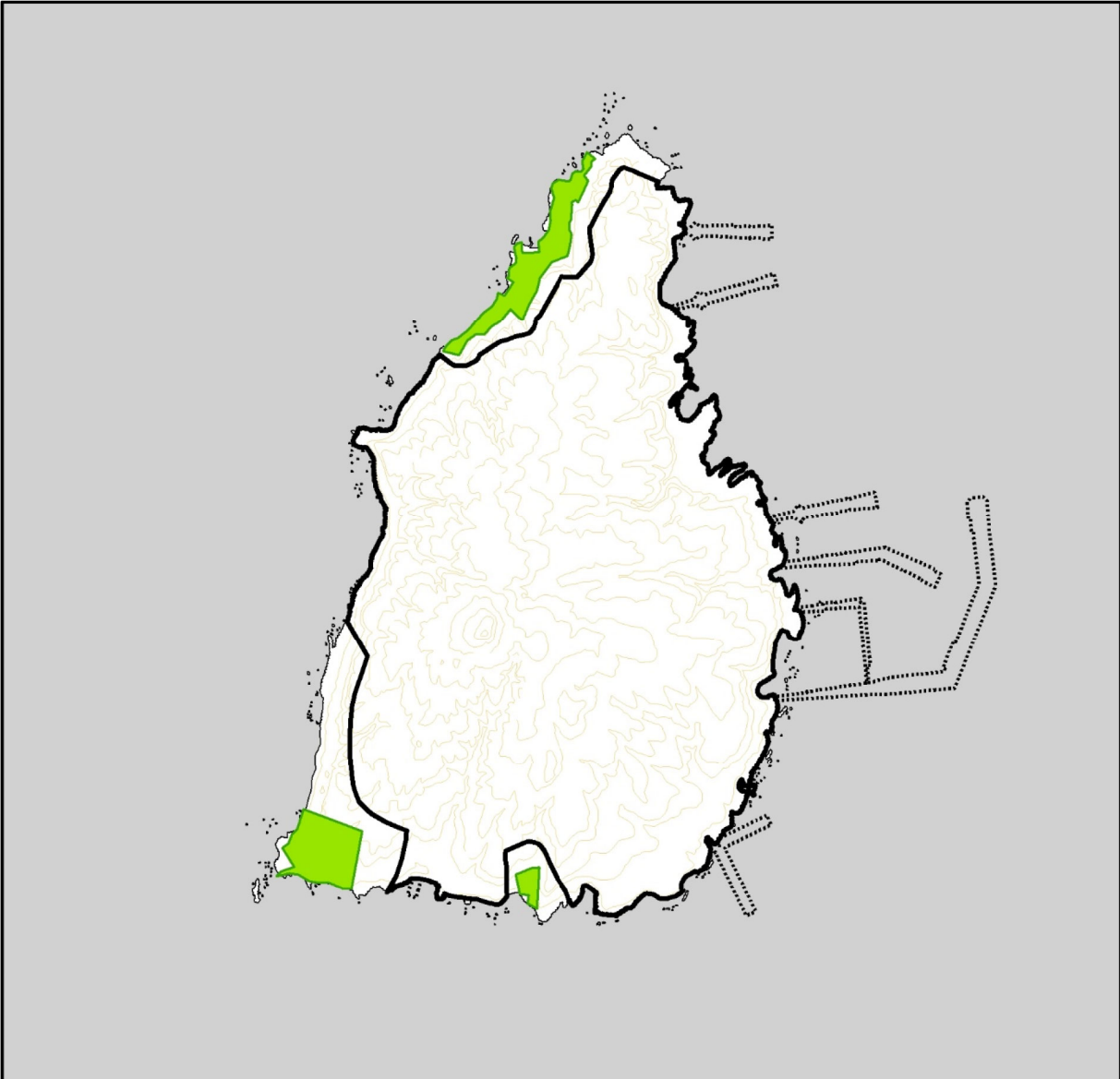
区域名	市町名	名称	面積(ha)	当初決定	最終決定
西之表	西之表市	西之表港臨港地区	19.8	S40.2.17	H22.2.12

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県の都市計画」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/gaiyo/toshikeikakumatome.html>)

3) 保安林

調査対象地域の保安林の指定状況を図-3.2.26に示します。馬毛島においても保安林が指定されています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)
- 保安林

0 0.5 1 2 km

1:40,000



出典：保安林台帳附属図（鹿児島県）※令和2年2月5日入手
をもとに作成

図-3. 2. 26(1) 保安林の指定状況

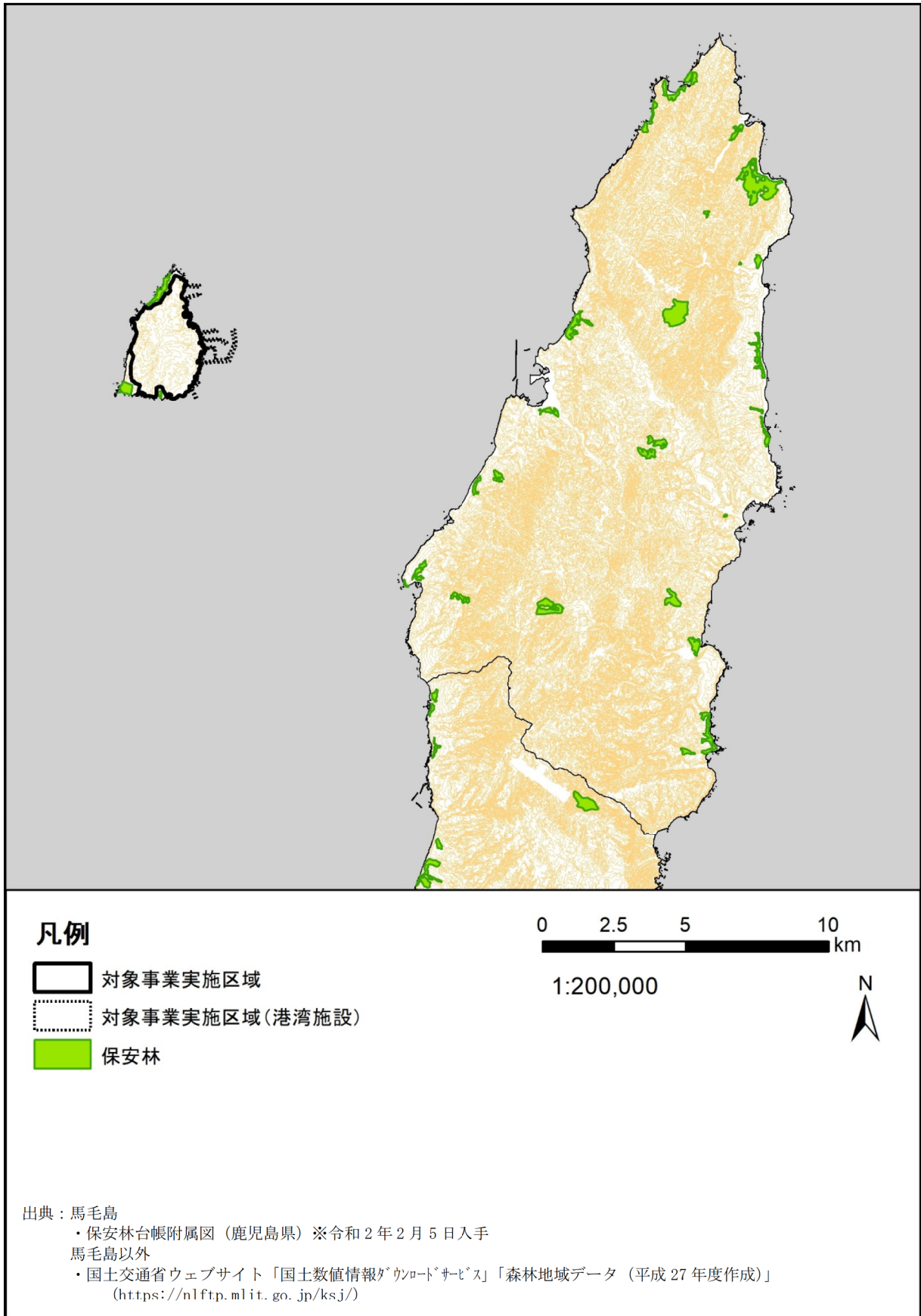


図-3.2.26(2) 保安林の指定状況